

◎新潟県告示第755号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項（又は第115条の9第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）の指定の効力を次のとおり停止する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	停止する効力の内容	停止する期間
デイサービスきたえるーむ長岡柏	新潟県長岡市柏町1丁目5番25号エクセレント柏B1F	株式会社エクセレントホーム	指定通所介護、指定介護予防通所介護	新規利用者へのサービス提供	平成27年5月11日から平成27年8月10日まで